

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金本部
企画課長

補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正に伴う事務処理について

「補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正について」（令和4年9月29日地基企第33号）により通知した、改正後の「補償の請求書等の様式に関する規程」（平成6年地基規程第1号）の施行に伴う事務処理においては、下記についてご留意ください。

記

1 公金受取口座に係る情報連携の運用開始について

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）に基づき令和4年10月11日から、補償等を受けようとする者が希望する場合は、個人番号を告知することで、当該個人番号との情報連携により、公金受取口座において補償等を受け取ることができるようになります。

ただし、デジタル庁から「令和4年10月から12月末までの間は情報連携の試行運用期間である」旨連絡があり、情報提供ネットワークシステムにおいて公金受取口座情報が取得できない等、当該期間において正しく情報連携できない可能性があります。

つきましては、補償の請求等を受理した際、あらかじめ公金受取口座において補償等の受取りを希望する者に対してこの旨周知いただくとともに、実際に情報連携ができず送金不能等の事態が生じた場合は、補償等を受けようとする者に対し、公金受取口座として登録されている口座情報又はこれとは別の口座情報を確認の上、改めて支給事務の処理を行うようお願いいたします。

なお、被災職員から公金受取口座を利用した補償等の受取りについて問合せがあった場合は、デジタル庁のホームページ [https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/] 等を案内いただき、制度を周知していただくよう併せてお願いします。

2 葬祭補償の請求に係る平均給与額算定書（2号紙）の記入について

現在、葬祭補償の請求に当たり、遺族補償の請求書と併せて提出する場合は、葬祭補償に係る平均給与額算定書（2号紙）の記入を要しない取扱いとしていますが、被災職員の給与水準等により葬祭補償と遺族補償年金とで採用する平均給与額が一致しないことがあり、結果として補償額の算定を誤り、事後になって支給額の追給又は返納となることがあります。

このため、これらの支給誤りを防止するため、遺族補償の請求に係る平均給与額算定書の（L）欄に記入した最高限度額又は最低限度額の適用がないときに限り、葬祭補償に係る平均給与額算定書の記入を不要とする取扱いとします。